

福祉職と法律職が共に学び 一人ひとりの権利と意思が真に尊重される地域をつくる

認知症の高齢者や障害者への虐待をはじめとする権利侵害の防止が喫緊の課題となっています。2016年には成年後見制度利用促進法が施行され、各市町村は「成年後見利用促進基本計画」を定めることとされています。

成年後見等の権利擁護支援を必要とする人との関わりには、疾病や障害特性に応じたケアについての知識とともに、関連する法律や制度の理解が不可欠です。しかしながら、ケアマネジャーなど実際に支援に携わっている専門職であっても、法的支援を含めた権利擁護支援の方法を専門的に学ぶ場は圧倒的に不足しています。また、権利擁護支援を巡っては「意思決定支援」の重要性が叫ばれる一方、発信力の弱い本人の意思を尊重することができず、支援者に都合の良い支援が行われていることが少なくありません。

全国権利擁護支援ネットワーク（AS-J）の研修では、全国を8ブロック（北海道／東北／関東／北信越／中部・東海／近畿／中国・四国／九州・沖縄）に分け、各地域の実践者が集まり、権利擁護支援の基礎の考え方を学びます。同時に実際の事例をもとに作られたグループ演習も行います。

● こんな方におすすめの研修です



〔社会福祉協議会の職員〕

- ・日常生活自立支援事業担当者
- ・生活困窮者支援の担当者 など



〔高齢者福祉に携わる方〕

- ・地域包括支援センターの職員
- ・ケアマネジャー など



〔障害者福祉に携わる方〕

- ・基幹相談支援センター職員
- ・施設職員 など



〔権利擁護支援に携わる方〕

- ・権利擁護センター職員
- ・成年後見センター職員 など



〔法律に携わる方〕

- ・弁護士
- ・司法書士 など



〔その他 関心のある方〕

- ・障害者や認知症高齢者のご家族 など

意思決定支援を基礎から学び、チームで人を支える実践力を磨く

AS-Jの権利擁護支援従事者研修は、毎年全国8つのブロックごとに1回ずつ開催しています。高齢者や障害者支援に関わる福祉職、成年後見人に選任されている弁護士、市町村や社会福祉協議会の職員など専門職が顔を合わせて「意思決定支援とは」「本人中心の支援とは」について学び、意見交換することを通じて地域に仲間を増やし、権利擁護の考え方を根付かせていくことを目的としています。

－午前プログラム－

実践の基礎となる考え方と制度を学ぶ

研修のはじめには、講義形式で日本の権利擁護の歴史や概要について学びます。法律や制度の内容だけでなく、その背景にある考え方を知ると、権利擁護支援現場での悩みやジレンマがどこから来ているかが分かり、日々の実践に生かすことにつながります。



〔講義内容の例〕

- ・「権利擁護」とは何か?
- ・「代行決定」と「意思決定支援」の違いとは?
- ・後見人に医療同意を求められたらどうする?
- ・成年後見制度利用促進基本計画の概要と今後の見通し など



－午後プログラム－

事例を通して「本人中心の支援」を体験する

午後はグループで事例検討に取り組みます。午前の講義で学んだ「本人(被後見人)中心の支援」という考え方をもとに、支援現場でもよく出会う、いわゆる「多問題家族」にどう関わっていくかを考えます。多職種のグループでの意見交換を通してお互いに新たな視点を獲得することができます。



〔事例検討の例〕

知的障害のあるAさん。施設に通いながら母と自身の年金で暮らしていたが、母が認知症のため意思疎通が困難に。施設入所を拒むAさん。さらに別居の兄Bさんが頻繁に金の無心に訪れていることが判明。一家をどのように支えていくか?

